

## 特定技能Q&A

通し番号	問	回答
特定技能外国人・受入れ事業者の要件について		
1	自動車運送業分野の特定技能1号の在留資格を得るためには何が必要ですか？	特定技能1号の在留資格を得るためには、 <ul style="list-style-type: none"><li>・日本語能力を証明する試験の合格</li><li>・自動車運送業分野特定技能1号評価試験(トラック、バス又はタクシー)の合格</li><li>・日本の自動車運転免許(トラックドライバーは第一種運転免許、バス・タクシードライバーは第二種運転免許)の取得</li><li>・バス・タクシードライバーは新任運転者研修の修了が必要です。</li></ul>
2	受入れ事業者側の要件を教えてください。	受入れ事業者は、下記の条件を満たす必要があります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・道路運送法に規定する自動車運送事業(第二種貨物利用運送事業を含む。)を営んでいること</li><li>・自動車運送業分野特定技能協議会の構成員となること</li><li>・「運転者職場環境良好度認証制度(働きやすい職場認証制度)」に基づく認証を受けていること、又は全日本トラック協会による「Gマーク制度」に基づく認定を受けた安全性優良事業所を有していること(「Gマーク制度」の認証取得についてはトラック分野のみ)</li></ul>
各種試験について		
3	特定技能評価試験はどのような内容になりますか？	トラック運送業は、運行業務・荷役業務等 バス・タクシー運送業は、運行業務・接客業務等 に関する内容をそれぞれ予定しています。 なお、試験に係る学習用テキストはそれぞれ下記のHPで公開されています。  (バス) <a href="https://www.bus.or.jp/news/16554/">https://www.bus.or.jp/news/16554/</a> (タクシー) <a href="http://www.taxi-japan.or.jp">http://www.taxi-japan.or.jp</a> (トップページの最下部に掲載されております。) (トラック) <a href="https://jta.or.jp/member/driver/ssw_text.html">https://jta.or.jp/member/driver/ssw_text.html</a>
4	技能実習生について、日本語試験の免除等、特例措置はありますか？	職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、トラック分野についてのみ、日本語試験(N4以上)が免除されます。
自動車運転免許の取得について		
5	日本の自動車運転免許は、いつ取得することになりますか？	海外に居住している外国人の場合、特定技能評価試験と日本語試験に合格して日本に入国後、特定活動期間(トラックドライバーは最長6か月、バス・タクシードライバーは最長1年間)中に、外免切替等によって日本の自動車運転免許を取得していただきます。 なお、外免切替を行うためには事前に海外で自動車運転免許を取得し、当該国に3か月以上滞在していることが必要です。 日本に居住している外国人の場合、特定技能評価試験と日本語試験に合格し、現在の居住ビザから特定技能のビザに切り替える申請を行う前に、日本の自動車運転免許を取得しておく必要があります。 いずれの場合においても、特定技能評価試験を受けるためには、日本又は外国で取得した自動車運転免許(試験実施日において有効なものに限る。)を保有しておく必要があります。
6	特定活動期間中に日本の自動車運転免許を取得できなかった場合はどうなりますか？	特定活動期間中に日本の自動車運転免許を取得できなかった場合は、特定技能のビザを取得することはできません。また、特定活動のビザを延長することはできません。

		<p>特定活動期間は、特定技能1号(自動車運送業分野)の在留資格への変更を受けるために、自動車教習所での教習や新任運転者研修(タクシー運送業及びバス運送業の場合に限る。)等を受けるなどの活動することを目的に設けられたものです。</p> <p>(トラック運送業の場合) ・特定活動期間中に普通運転免許(又は準中型運転免許)を取得した場合は、速やかに「特定技能1号」への在留資格変更許可申請を行っていただく必要があります。なお、在留資格変更手続き中に大型自動車免許・中型自動車免許等を取得するために自動車教習所で教習等を受けても差し支えありません。</p> <p>(タクシー運送業・バス運送業の場合) ・特定活動期間中に第二種運転免許を取得し、新任運転者研修を修了した場合は、速やかに「特定技能1号」への在留資格変更許可申請を行っていただく必要があります。なお、新任運転者研修等の受講中や在留資格変更手続き中に大型自動車免許・中型自動車免許等を取得するために自動車教習所で教習等を受けても差し支えありません。</p>
7	特定活動期間中に中型、大型免許を取得させることは可能ですか？	
8	現地で日本の自動車運転免許と同等の自動車運転免許を取得していれば、日本の技能試験の免除等の特例措置はありますか？	原則、日本の指定自動車教習所で教習を受けた上で、日本の運転免許を取得するか、日本の運転免許センターで外免切替手続きを行った上で日本の運転免許を取得することとなりますので、現地で日本の自動車運転免許と同等の自動車運転免許を取得していた場合でも、日本の技能試験の免除等特例措置はございません。
9	中型・大型運転免許を取得するには、普通免許を取得してから2～3年以上経過していることが必要と聞いていますが、海外における運転経歴でもよいのでしょうか？	海外における運転経歴を含めて加算することができますが、海外での運転経歴が分かる書類が必要です。海外で取得した運転免許証で運転経歴が確認できない場合、運転経歴証明書等が必要となります。外免切替の手続きにより複数部必要、また、国によっては入国前に取得する必要があることから、予め必要書類の詳細(部数含む)を警察庁にお問い合わせください。
10	国際運転免許証を所持している外国人の場合、日本の免許をとらずに特定技能外国人として運転業務に従事することは可能ですか？	国際運転免許証のみを所有している外国人について、特定技能外国人として運転業務に従事することはできません。

## 入国後～受入れ期間中について

11	特定活動の期間(6か月又は1年)を満了する前に、特定技能へ移行する要件(トラックについては第一種運転免許の取得、バス・タクシーについては第二種運転免許の取得と新任運転者研修の修了)を満たした場合、期間の途中であっても特定技能へ在留資格を切り替える申請は可能ですか？	No.7で記載しているとおり、特定技能へ移行する要件を満たした場合は、特定活動期間の満了前でもあっても、速やかに特定技能へと在留資格を切り替える申請を行ってください。特定技能へ移行する要件を満たしているにもかかわらず、特定活動のまま在留し続けることは認められません。
12	運転以外の附帯業務はどこまで認められますか？	その会社に雇用されている日本人ドライバーが、通常、業務として行う内容であれば、特定技能外国人に従事させることが可能です。
13	特定技能外国人を雇用するに当たり、労働時間や賃金等に制限はありますか？	日本人労働者と同様の労働条件で雇用していただくこととなります。
14	在留資格を「特定活動」から「特定技能」に切り替える申請を行っている間、日本の運転免許は取得しているため、特定技能1号への在留資格変更許可が下りるまでの間、公道における運転研修(実地訓練)は認められますか？	特定活動は、運転免許の取得及び新任運転者研修の修了等、特定技能1号(自動車運送業分野)への移行に必要な準備活動を行うことを目的とするものとなります。このため、公道における運転については、当該活動が運転者の研修又は教育の一環として行われるものであり、運送業務としての性質を有しない場合に限り、実施することは差し支えありません。
15	在留資格を「特定活動」から「特定技能」に切り替える申請を行っている間に、特定活動として在留可能な期間(トラックの場合は6か月、バス・タクシーの場合は1年)を過ぎてしまいました。審査結果が出るまで、引き続き在留することは可能ですか？	特定活動としての在留が認められる期間内(6か月又は1年)に在留資格の変更許可申請を行った場合、審査期間中に6か月又は1年が経過しても、引き続き「特定活動」として在留することが可能です(＝特例期間)。 なお、当該特例期間が認められるのは最長2か月間であり、変更許可申請の審査結果の通知も2か月以内に行われます。
		参考： <a href="https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/tokureikikan_00001.html">https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/tokureikikan_00001.html</a>

## 協議会について

- |    |                                      |   |
|----|--------------------------------------|---|
| 16 | 自動車運送業分野特定技能協議会にはいつ加入できますか？          | 令和7年1月17日に、自動車運送業分野特定技能協議会の加入受付を開始しました。国交省のHPからお申し込みください。                       |
| 17 | 自動車運送業分野特定技能協議会には、登録支援機関も加入が必要ですか？   | 自動車運送業分野特定技能協議会には、所属機関、登録支援機関の双方が加入いただく必要があります。                                 |
| 18 | 自動車運送業分野特定技能協議会の入会届出は、いつまでに行えばよいですか？ | 協議会への入会は特定技能(特定活動の場合を含む。)の在留資格申請までに必要となります。なお、事務局における届出事項の内容確認には1か月程度を要する見込みです。 |
| 19 | 協議会に加入するにあたって、入会金及び年会費などはございますでしょうか？ | 協議会の加入にあたっては、入会金及び年会費等は発生いたしません。  |

## その他

- |    |  |   |
|----|--|---|
| 20 | 特定技能の在留期間について、他分野から自動車運送事業分野に転籍した場合、他分野での在留期間も通算されますか？ | 他分野での在留期間についても通算されます。なお、日本に在留したまま転籍した場合、母国への帰国を挟んだ上で転籍した場合、いずれにおいても在留期間は通算されます。 |
| 21 | 外国人ドライバーを実際に受け入れるのはいつ頃になりますか？                          | 令和6年12月に特定技能1号評価試験(自動車運送業分野)が開始しておりますので、外国人ドライバーについては受け入れ可能です。                  |
| 22 | 今後、自動車運送業分野において、特定技能2号や育成成就労の在留資格を追加する予定はありますか？        | 現時点では未定です。  |

## トラック

- |    |   |  |
|----|---|--|
| 23 | 廃棄物を運搬するトラックの運転に、特定技能外国人を従事させることは可能ですか？                     | 受入れ事業者は、道路運送法に規定する自動車運送事業を営んでいる必要があるため、廃棄物の運搬を業として行っている場合は、No.2の要件を満たしている事業者であれば受入れ可能です。ただし、特定技能外国人が従事する業務区分は事業用自動車(いわゆる緑ナンバー)に限定されているため、自家用自動車(いわゆる白ナンバー)での業務はできません。  |
| 24 | 貨物軽自動車運送事業に特定技能外国人を従事させることは可能ですか？                           | No.2の要件を満たした事業者において特定技能外国人を受け入れ、当該事業者が行っている貨物軽自動車運送事業に従事させることは可能です。  |
| 25 | 貨物軽自動車運送事業者が特定技能外国人を受け入れることは可能ですか？                          | 貨物軽自動車運送事業のみを行っている事業者については、「運転者職場環境良好度認証制度(働きやすい職場認証制度)」の認証及び「Gマーク制度」に基づく安全性優良事業所の認定の対象外となっているため、貨物軽自動車運送事業者が特定技能外国人を受け入れることはできません。  |
| 26 | 現地で第一種大型免許に相当する免許を取得している場合、特定活動期間内で第一種大型免許に外免切替を行うことは可能ですか？ | 外免切替で第一種大型免許に切り替える場合は、一度、普通自動車運転免許に切り替えた後、第一種大型免許に切り替える流れとなります。特定活動期間においては、普通自動車運転免許への外免切替までを行っていただきます。  |
| 27 | 日本の免許取得費用を外国人に貸付することは可能ですか？                                 | 運転免許の取得費用の負担については、所属機関が負担することが望ましいですが、受入れ外国人(受け入れる予定の外国人を含む。以下同じ。)本人が負担する場合は、採用時等に受入れ外国人が十分に理解できる言語による説明を行うなど、丁寧な説明を心掛け、事前に受入れ外国人の了承を得るようにしてください。なお詳細については「特定分野に係る特定技能外国人受け入れに関する運用要領」の17頁【留意事項】をご確認ください。<br><a href="https://www.moj.go.jp/isa/content/001429359.pdf">https://www.moj.go.jp/isa/content/001429359.pdf</a> |

28 第二種運転免許の受験資格は普通免許等の運転経歴が通常3年以上必要と聞いていますが、海外における運転経歴でもよいのでしょうか？

海外における運転経歴でも問題ありません。詳細は警察庁にお問い合わせください。

29 バス、タクシードライバーに必要な日本語テストは、現在どのような試験があるのでしょうか？

日本語能力試験(N3以上)となります。詳細は日本語能力試験のHPをご覧ください。

30 新任運転者研修とは何でしょうか？研修修了の確認方法は？

新任運転者研修は、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項、第2項及び第5項並びに第39条に規定する事項についての、指導、監督及び特別な指導を受け、並びに適性診断を受診することをいいます。

具体的には、  
・座学研修(法令、接遇、地理、安全に関する研修)  
・路上走行研修  
・適性診断  
を行うこととしています。

また、新任運転者研修の修了は、業界団体が定めた効果測定基準に基づき判定されます。